

低引火点燃料船の検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

低引火点燃料船の検査に関する事項

改正理由

IACS は、ガス又は他の低引火点燃料を使用する船舶（以下、「低引火点燃料船」という。）に対する定期的検査の要件を規定する IACS 統一規則 Z25 を 2017 年 1 月に採択しており、本会は当該統一規則の要件を既に本会規則に取入れている。

その後、IMO は決議 A.1120(30)を採択し、当該決議において、低引火点燃料船の燃料供給管及びバンカリング管に設けられる圧力逃し弁の開放検査は、すべての弁について 5 年を超えない間隔で実施する旨が明確に規定された。

これを受け、IACS は上述の統一規則を見直し、当該決議と同様に開放検査を実施する旨規定することに合意し、2017 年 7 月に IACS 統一規則 Z25(Rev.1)を採択した。

このため、IACS 統一規則 Z25(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

低引火点燃料船の定期的検査の要件を次のとおり改めた。

- (1) 定期検査における燃料供給管及びバンカリング管の圧力逃し弁の開放検査について、すべての圧力逃し弁が対象となるよう、規定を改めた。
- (2) 年次検査における燃料供給装置及びその関連装置に関する規定において、表現を改め明確にした。

改正条項

鋼船規則 B 編 表 B3.11, 表 B5.29